

ジェネリック医薬品差額通知書の送付について

熊本県後期高齢者医療広域連合では、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、お使いになっている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担軽減額に関するお知らせを次のとおりお送りしています。

1 発送日

令和2年1月31日（金）

2 対象者

令和元年11月に生活習慣病治療などのために処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えられた場合に、自己負担軽減額が100円以上見込める方。

*ジェネリック医薬品とは、最初につくられた薬の特許終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される低価格の薬です。

差額通知に関するお尋ねは、通知に記載のお問い合わせ先(フリーダイヤル)へお願いします。

